

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. [9] 第2期中心市街地活性化の基本方針」に記載 (P59～)
	認定の手續	①大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会 (平成19年4月1日設置) ②大分市中心市街地活性化協議会 (平成20年4月23日設立) 「9. [1] 市町村の推進体制の整備等」に記載。(P121～)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. [2] 区域 (P73～) [3] 中心市街地要件に適合していることの説明」に記載 (P75～)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 (P121～)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 (P135～)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載 (P140～)
第2号基準 基本計画の実 施が中心市街 地の活性化の 実現に相当程 度寄与するも のであると認 められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	必要な事業を4章から8章に記載 (P94～P120)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 (P79～P93)
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの各事業について、事業主体が特定され、実施主体を記載している。 「4. ～8. [2] 具体的事業の内容」に記載 (P94～P119)
	事業の実施スケジュールが明確であること	概ねの各事業について、事業スケジュールを記載している。「4. ～8. [2] 具体的事業の内容」に記載 (94～P119)